



認定こども園に移行した若葉幼稚園



えべつ・安心子育てプラン スタート

5年後 0〜2歳児 入園定員228名増

待機児童の解消に



江別市の子育て支援の方針を定めた「えべつ・安心子育てプラン」が今年4月からスタートしました。今年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づいた、平成31年までの5年間の計画となっています。

地域全体で子育てするまちに

本計画では基本理念を「みんなで協力 子育て応援のま

ちえべつ」とし、すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で支援していくことを定めています。地域全体で子育てを支援していくことで、子どもとその親がいいきと生活し、子育てが楽しいと感じられるまに、江別市を目指します。

この基本理念を実現するため、子ども自身の育ちの支援や子育て家庭への支援、子育て環境の充実を3つの柱として総合的にさまざまな事業を推進していきます。

今回はその中でも、待機児童解消に向けての取り組みとして保育入園枠の拡大を紹介します。

待機児童解消に向けて

平成26年度末の0〜2歳児の定員枠は391名で、今後保育の必要量は増加すると見込まれます。そのため、保育園施設設備などによる定員

- (平成27年4月)
- <認定こども園に移行>
 - 認定こども園 若葉幼稚園 (5条5丁目8)
 - <小規模保育施設>
 - わくわく保育パーク (中央町 1-2)
 - げんきっこ (元町 24-8 元江別わかば幼稚園内)
 - ぞうさんハウス (野幌町 53-35)
 - ふくろうの森 (5月に西野幌 92-14へ移転)
 - 結いの家保育園 (文京台南町 44-8)

枠の見直しと、認定こども園への移行推進により、入園定員を増やしていきます。

また、市で認定した小規模保育施設により、待機児童の多い0〜2歳児の入園定員枠の拡充を図ります(平成27年4月現在は左参照)。

平成31年には0〜2歳児の保育の定員を228名増やし、待機児童解消を目指し、

6月中に入園を希望される方の 保育園・小規模保育施設の入園申込

締め切り… 5月15日(金)
 申込先…子ども育成課 ☎ 381-1030
 募集内容、空き状況は市ホームページへ。
 ※4月からの新制度開始に伴い、入園希望月の1か月前までの申請となります。※希望場所に入れない場合や待機していただく場合もあります。

「保育課」は4月から「子ども育成課」に変わりました

子育て世代の就労しやすき環境の整備を推進していきます。

*新しい事業計画「えべつ・安心子育てプラン」は本庁舎1階情報公開コーナーなどで閲覧できるほか、市ホームページでも見ることが出来ます。

〔詳細〕子育て支援室 ☎ 381-1408

地域の保育園に遊びに来ませんか

日時…6月と7月の週1回で、乳児(0、1歳)9時30分〜11時頃、幼児(2歳以上)9時〜11時頃まで。会場…各公立保育園(右表)。
 対象…生後3か月〜入学前の子どものとその保護者。
 料金無料※ただし傷害保険料など1人830円がかかります(年度内有効)。
 申込方法…はがきまたは封書に参加希望園名、郵便番号、住所、保護者と子どもの氏名(ふりがな)、子どもの生年月日、性別、電話番号を記入の上、5月15日(金)(必着)までに参加希望園(1園のみ)へ郵送(電話・ファクス不可)。※応募者多数の場合、初めての方優先。
 申込先・詳細…参加希望する保育園へ。

保育園	対象児	実施曜日
白樺保育園 〒069-0815 野幌末広町 14-2 ☎ 383-1222	2歳〜 入学前まで	木曜日
つくし保育園 〒067-0061 上江別東町 15-2 ☎ 383-0405		木曜日
東光保育園 〒067-0023 東光町 47-1 ☎ 382-5055		火曜日
若草乳児保育園 〒069-0813 野幌町 7-12 ☎ 383-2328	生後3か月〜 2歳未満	水曜日
やよい保育園 〒067-0073 弥生町 18-2 ☎ 383-5397	生後3か月〜 入学前まで	水曜日



きみの笑顔で
毎日がもつと楽しく。

自分も嬉しくなる 子育てのボランティア

募集中

Voice



子どもの笑顔に 元気をもらえます

子育てのボランティア活動を始めて1か月
村田 美恵子さん (60代)

子育てのお手伝いなら自分にもできるかなと思い、始めました。家にいても時間を持て余してしまう気がしますが、子どもたちの笑顔を見れると、毎日が楽しくなります。

まだ分からないことだらけなので、他のボランティアスタッフや保育士の方々にアドバイスをもらいながら、できることから取り組んでいきたいと思っています。

他の方からもこんな声が…

子どもの成長を見られて嬉しい
ボランティア同士のつながりも楽しい
小さい子と関わる機会ができて楽しい



市内各所で子育てに関するボランティアが活躍しています。退職して時間に余裕が出来たご年配の方から、大学生、平日は仕事をしている方、子育て中のお母さんまでさまざま。「子どもと遊ぶこと」や「おもちゃ作りをする事」など、皆さん自分の得意分野を活かし、楽しく活動しています。現在活動中のボランティアの皆さんに共通しているのは「子どもが好き」ということ。その気持ちがあれば、どんなでも活躍することができます。あなたも子育てのボランティアを始めて、子育てをサポーターしながら、毎日をさらに楽しく過ごしませんか？

子育てのボランティアを募集中

まずはお気軽にお問い合わせを

子育て支援センターすくすく ☎ 381-1920

<活動の一例>

- ・子どもの見守りや託児
- ・おもちゃ作りやイベントなどの手伝い
- ・絵本の読み聞かせなど

<活動場所>

江別市子育てひろば ぼこあぼこ(野幌町 10-1 ㊦㊦㊦江別 2階)
子育て支援センターすくすく(弥生町 18-5) など



ボランティアの方が作った木のおもちゃ

ファミリー・サポート提供会員に登録しませんか？

子どもの送迎や保護者の通院、学校行事による一時的な預かりができる方を募集します。市内在住の健康で子育てに理解と熱意のある20歳以上の方ならどなたでも申し込みできます(事前に研修会参加が必要・無料)。

研修会日程 ① 5/14(木)・15(金)、② 8/26(水)・27(木)、③ 11/16(月)・17(火)、④ 2/18(木)・19(金)

会場 市役所本庁舎西棟 2階会議室

申込 財江別市在宅福祉サービス公社 ☎ 802-5004

詳細 子育て支援課 ☎ 381-1408

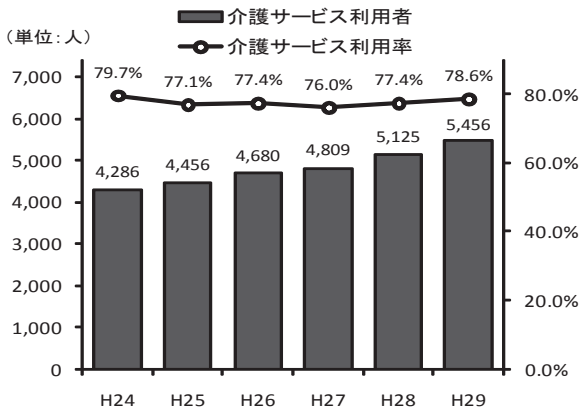
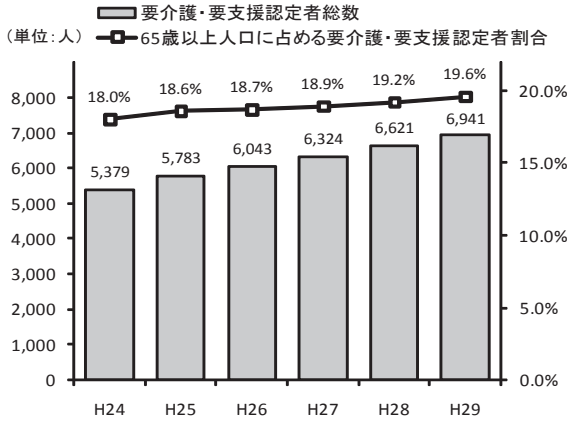


ぼこあぼこのメンテナンスでボールを磨く様子

支えあうまちづくり 江別市高齢者総合 計画を策定

総人口が減少するなか、高齢者人口は上昇を続け、本市でも10年後には高齢化率が34・6%になると見込まれます。今後もひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えることが予想されることから、地域社会全体で、世代を超え、地域住民が共に支えあう仕組みづくりを進めていく必要があります。

今回策定した江別市高齢者総合計画では、高齢者などの実情を把握するためのアンケート調査や、高齢者人口の伸び、介護サービスの利用実績、施設の整備状況などを踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう



高齢者人口の推移および推計

	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
65歳以上 (a)	28,949	30,240	31,518	32,701	33,760	34,718
総人口 (b)	121,385	120,802	120,335	119,788	119,201	118,562
高齢化率 (a/b)	23.8%	25.0%	26.2%	27.3%	28.3%	29.3%

※各年度 10月1日現在

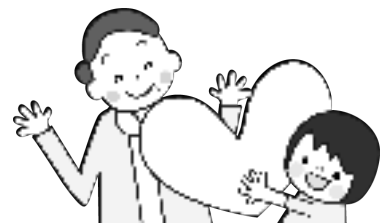
施設・居住系サービスの基盤整備

	現在 (市内)	第6期整備計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	18施設 306床	—	—	1施設 (2ユニット) 18床
地域密着型介護老人福祉 施設 (小規模特養)	1施設 29床	—	1施設 29床	—
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 330床	—	—	1施設 50床

う、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを重点とした内容となっております。

詳しい計画の内容は、市介護保険課にお問い合わせください。

【詳細】介護保険課 ☎ 381-1067



【平成27年度介護保険制度改正のポイント】

〔平成27年4月からの改正〕

①介護サービス利用料の変更

基本報酬の改定により、介護サービスの利用料が全体として引き下げられました。変更後の利用料に関して

は、利用されているサービス事業所や担当のケアマネジャーへご確認ください。

②特養ホームへの入所は原則要介護3以上

特別養護老人ホームへ新規に入所する場合は原則要介護3以上の方が対象となります。(既に入所している方は除く)。

なお、要介護1・2の方でも要件により入所の対象となる場合があります。詳しくは市ホームページ、本庁舎1階情報公開コーナーなどの入所指針をご覧ください。

③多床室の負担限度額が変更

介護施設サービスを

利用した際の多床室の負担限度額が1日あたり320円から370円に変更となりました。第1段階の方は0円のまま据え置きとなります。

〔平成27年8月からの改正〕

①要支援、要介護の認定を受けた方に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された負担割合証が発行されます。

②低所得の施設利用者の食費・居住費の軽減要件に預貯金などの資産が追加されます。

③高額介護サービス費の利用者負担段階区分に、現役並み所得者が追加されます。

④70歳未満の方の高額医療合算介護サービス費の限度額が変更となります。

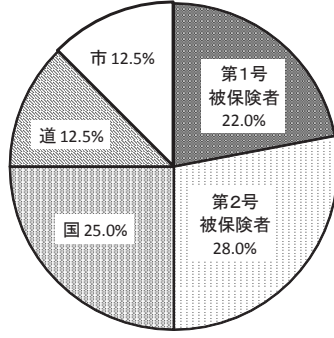
※8月からの改正の詳細は8月号に掲載します。

【詳細】介護保険課 ☎ 381-1067

平成27年度～29年度の 65歳以上の方の介護保険料

保険給付費の財源構成

保険給付費の財源は、国、道、市が負担する「公費50%」と、被保険者の皆さんが負担する「保険料50%」で構成されています。保険料のうち、65歳以上の方の占める割合は22%、40歳から64歳までの方の占める割合は28%となりました。



保険料の改定

65歳以上の方の介護保険料は、3年間の事業計画内における介護サービス費用の見込み額に基づき、市町村ごとに設定することになっています。このたび策定した計画で

は、高齢化による介護サービス利用者数の増加や、施設整備などに伴う保険給付費の増大が見込まれています。これらに対応するため、平成27～29年度の介護保険料「月額基準額」は、平成26年度までの45,200円より54,000円引き上がり、50,600円となりました。

本人の所得や世帯の課税状況などに応じて分けられる「所得段階」は、所得水準に応じた保険料負担となるよう、13段階区分とします。

また、低所得者の負担を軽減するための国の制度改正として、所得段階が第1段階の方の保険料は、国2分の1、道4分の1、市4分の1の割合で公費による軽減が行われることになりました。

なお、平成27年度の介護保険料額の通知書は、前年の所得が確定する6月にお送りします。

〔詳細〕医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

平成27年度～29年度の介護保険料（65歳以上の方）

所得段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階	世帯全員市民税非課税 本人市民税非課税 ○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○本人の課税年金収入額 +合計所得金額が80万円以下の人 ()は公費負担による軽減前	基準額 × 0.45 (× 0.5)	2,278円 (2,530円)	27,330円 (30,360円)
第2段階		基準額 × 0.65	3,289円	39,470円
第3段階		基準額 × 0.75	3,795円	45,540円
第4段階		基準額 × 0.9	4,554円	54,650円
第5段階		基準額	5,060円	60,720円
第6段階	市民税課税世帯 本人市民税課税で本人の合計所得金額が	基準額 × 1.2	6,073円	72,870円
第7段階		基準額 × 1.25	6,325円	75,900円
第8段階		基準額 × 1.3	6,578円	78,940円
第9段階		基準額 × 1.5	7,590円	91,080円
第10段階		基準額 × 1.7	8,603円	103,230円
第11段階		基準額 × 1.8	9,108円	109,300円
第12段階		基準額 × 1.9	9,614円	115,370円
第13段階		基準額 × 2.0	10,120円	121,440円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※月額保険料は年額保険料を月額に換算したものです。

※所得段階が第1段階の方は公費負担により保険料が軽減され、保険料率は0.45となります。

